

宋
七
和
九



A vertical ruler scale from 0 to 30 cm. The numbers are black, except for the number 20 which is red. The scale has major markings every 1 cm and minor markings every 0.5 mm.



長川本巻之九

法皇福原三行幸比東所遠都乃舊例

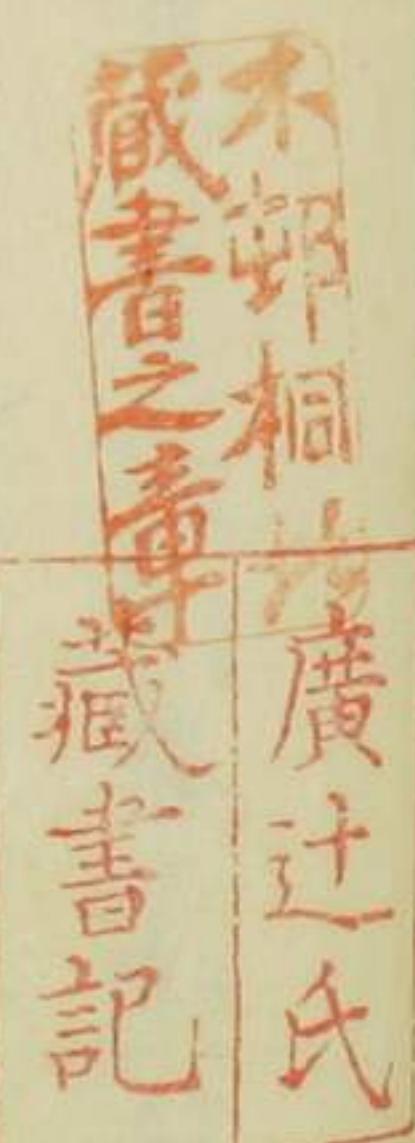
福原構新都事

三井寺比衆徒被召捕車
重衡三井寺を燒拂支

後禮太子左大將軍都見給附有利之子侍從事

石橋山單打往進此事

庚太子丹丸支



文覚仔三國流りき事

文覺本ノサム大義院傳
實應三井サムハセイ院傳
三井山ノサムハセイ院傳
新田義貞ノサムハセイ院傳
歌ニ木考ニヒテ

平家物語卷之九

法皇福原行幸也事并遷都の喬例

治承四年六月、言俄小太政入道とて皆とし名福原。行
幸有名都。はてニ方ヤハシ中宮院新院持政後を
始メテ公々殿上人子が參リ。アヘリ三日と廟(アモモ)俄よ
引狩院房同位をへて下り。アヘリてせんじるの
とテアヘテ帝皇てもあがむ。一奉手を后に。同
樂にてすらに御免のと平大納言時忠の十方典侍
有と十姓衆りありけり是が先序のたれと人望云

ヘリケ、うじ大納言頼盛の家を皇居と定て主す
たりセモ、四つ折りと家の主をみて正一位をす
右大臣兼實は、子古大將良通也。これより
法皇、す原に、前後各數を作りて画にもひる
まへて、南に垂けて、口一つだけ、花をひらき、それをもつて、
もよせられ、ハラハ橋の五處とせや。是法皇を御覽そ。
はす、よじろくして、あて、一のさりとよみぐれに、坐すのみ。
とぞ、かく、一室を、あて、も事とむかへて、おれとつくとの
武士、先に、諸々種を、あふ左京、矣に、称益を獲す。

又復は、武士たひくして、一日に、ひいひ供佐は、外だや
十人、人、いま、らざり、うき、胸板を、こで、させり、い、く、ハ、く、う、く
さんと、急、一石けんに、高倉天宮の、下す、出来て、今すが
く、安、く、な、が、よと、あがんする、すんと、か、く、せ、く、我、四、く、高
今、世の、すり、き、病、の、いたり、かし、花山法皇、す、く、
す、山、す、ま、す、終、り、て、心、す、き、そ、て、わ、く、
す、ま、半、し、せ、わ、く、一、ア、レ、ハ、

神武天皇ハ、天神七代比神、八代三代のゆキ、とづつ、人
代而主をもの、ル御川、うかが、一す、一、年、八、月、の、年

而國宮清郡とす。皇王のからむをつまきり幸ひ
とやつちのものひつてのひ十月東征して豊華原の
中河内よりすをつゝ大和國畝傍山とてみて帝都を
走て橿原の化を切拂いて宮室を造り氣し乍ら
もち橿原の宮とよおへりとくとの、と代々帝皇の御時
都をうそそく度三十六度余りで十度度左アリ神武天皇が
景
京以天皇迄十二代大和の國ミササギ小官つりしてう
りりがけりナリ、成務天皇元年大和國近江國
志の都ニニヤニをうつてり

仲哀天皇二十九月長川國ミササギはてて豐浦郡
おもへた

仁德天皇元年に折洋國難波に都を走て高津宮
に住す

履中天皇二年大和國ミササギ帰りて十市郡ミササギ都を走又
正天皇元年大和國ミササギ河内國ミササギつり柴難波の宮に
おへりす

允恭天皇十二年河内國ミササギ又大和國に改て遠明日

香乃多モつる

安康天皇三年大和國泊瀬朝倉に宮を立純祚天皇
立掌山城國つれふうされして十二年ある一月の後ひ
郡より住りよ

宣化天皇元年に大和國歸て檜曲の盧入所より
宮居たり。欽明天皇より皇子征天皇迄七代ハ大和
國郡よりも一アヤシムて化國一アヤシム也。源氏
皇大化年持はの國がまかづけ化了豐前よりおた
つ京明天皇ニハになを大和國へ歸て虎ちの墨本の
名ふかす。天曾天皇六年又江國志賀郡よりつりて

大はの宮をつくる天武天皇元年、大和國へ歸て景率
ヒ南あより住り。爰を病ひの清見原のふと持統
天皇が先仁天皇まで六代ハ於大和國奈良乃京に
おこす。桓武天皇の御宇延暦三ひの十月、山城國
長岡まつりをして十日、北京にす。ノノ程ニ同十一
ひの正月、大納言坂原少黒丸叢義左大弁古代、受
大僧都賢勝等を随行して當國の内萬野郡宇太、
村を立す。やうに兩人せよやて、いそくおの地左青龍右白虎
前朱雀後玄武の神お應の地也とやけれハ也。宮郡よ

おもすに加茂大明神につぶされて因十三の長岡
京が此平安城へおでりてより一ヶ都を化氣つむれ
す帝皇ニ至ニ代里奉はる後歲也せうぐおな
くの都つりけれど此京かとめて度處かとておし
て末代その京を化氣つまれ事にてして
大臣公諸君の博士々人たちを先しのつて長久
あらん物とて木ハ尺の人形を作りて甲冑をた
せつゝを持勢て王城をすりたして北山の谷に西
向て手をかりてみたり北軍塚とてまた天下に
車にてた無くおたらんとておあらん告志せめんとて
此城は初モノリ木原の天皇トヤ立家の先祖にて
おも一ナム先祖の御川先れかとて考へテ是るたる
都を皆の出来をうけてじくりそぞの鬼をかく化氣つ
た車人波り、此京を字つて平安城とすとおも
ひすとうけられりとて考へテ北軍塚とすと主
上も三重りゆか以て平家の外孫ともおも一ナム
君もつておちあらゆれた是が國の名ひすと責辱
て重家都と詰をとす山地にまもる(元まも)

とおおへきる。今世、失えとすくわれ事、りとも
お家りて、なづきのまへ都を化國、うつし嘗帝
をお移しまして大政入じて跡を絶つけずて高倉
の天皇すまちキテかへを御室白玉殿をかうむ
我じよを傷あり御政小かくすり大臣公卿上人以下
北面せ下らるゝはいふを或ふり或ふれす恩詔の
ゆきりづくして御氣都うど斗ふれかくしゆ
に山地と人かけら源氏天皇古時大里子に都を化
國くうみんくうり人さんむかけたしへ

まぞうひいた一天も君万葉も主にひうつへえ
きぬ都をたゞさん人の身として思ふてられ
げんをあひけんたまことにめてたづりつらお安城
ノ王城終の社ノ弓にえをやまげ寢殿は勝
は守くよ下よ兵をのめよ百姓方民りがひもく參
せたいたよりの是をすてきん事吉也の仙神非
をうけよとへて海の黎民貧弱へしりよ先や古傳
よ云祀全も有差色患祀神、首疾度禍お祈りといひ
此京六萬石の大將軍より、有方角十にてすまうされ

勘文をめざれ候中陰陽時士安信李弘代勘狀本條云
若大將軍王相不論遠近同の忌避諸事無至速
都先例不避之歟墳武天皇延暦十三年十月廿日
長岡の京方遷於葛野京今年為父^ス常王^{ミコト}
萬^{ミヨシ}不被避^ス是依舊不論方忌次大内軍^{ミサキ}禁忌
行^ス及東方^ミ行^ス遷^ス皆例被遷都雖爲大將軍
之方何一者其避走^ス是用^ス而行^ス下^スき^ス也
延暦^ス遷都^スに^スの^ス有^スと^スあ^スる四都を
す^スく^ス化^スむか^スて^ス方^スの禁^スを^スゆく^ス事^スも^スアリ

仰^スまにり當方た^クとも^スや^クりける^スのを^ス人^ス口^スを^スの
へ^スる新都^ス併^スを^ス人^スの^スに^ス四都^スも^スら^スん^スつけ
け^ス

百^スと^スセ^スを^スよ^スり^スき^ス過^スり^スお^スだ^スの^ス室^スの^スわ^スを^スか^スん
咲^スる^ス花^ス新都^スを^スう^スす^ス、風^ス吹^スく^スす^ス我^スの^スす^スれ

福原攝新都事

六月九日^ス新都^スの^スは^スと^ス到^ス一^ス福^ス尔^スと
ソ^ス處^ス北^スと^ス神明政^スを^ス行^ス生^ス田^ス廣^ス所^スの^ス主^ス代^スの^ス
主^ス二^ス千^ス石^スの^ス主^ス二^ス千^ス石^スの^ス去^ス雲^ス井^スす^ス石^スの^ス龍^ス

南を北摺めと海さんじるは鷲島山脈のあらだり
船ろん帆の舟すすめられにらずあり此空に上たる大
將實定寧おにと右大臣道親ナリ、頸君并鶴居威
人左中兵以降を聞へし内侍先ひ丈尺をえてやうの
吉原西野に宮城の地を定らるる一條の豪華を社移
ひ花多條がちの赤あよりけり土御門掌相中將通親三
條大政の底をぬけて土の通川をたつ大國もかくも
ノクル我般に藤きわら六荷のつまみとて尼寺十石れ
ひもせんを以て家主よりカヌモて帰けりねハシ座ゆにて

有(れ)えみすにて有(れ)ふとふくせんむけれり
事(れ)いとすう内裡をつくるにす儀定有(れ)五條大
納言國綱固防國をぬけてつうをせうるにうる太政
令(れ)事(れ)れを六月廿二日事(れ)め有(れ)八月廿日株(れ)有(れ)
こと宣(れ)せしむかの大納言、大福長者につくひさん
す、左右に及(れ)むとひつて、民(れ)ひづらいかるにばよ
ゆくわざりと大學(れ)金をほりあひて、むち世(れ)の乱(れ)よ速(れ)
造(れ)内裡海城(れ)うたひとて、またる吉(れ)ひとて、楚氣(れ)起(れ)花
章臺(れ)河(れ)黎氏(れ)敵(れ)米宗(れ)、阿房殿(れ)が天下亂(れ)よアリ

又帝範云茅茨不翦採椽不削冉車不飾衣服
無文より以て唐、大宗のアソルたうをつすらとひの
貴をいいてつる、詔事かうしてうきよ若むくかを衣ふ
者ありてやみにけりす。後小舟於うちして四鄰
所れどもたまくゆれ家に門あ小草かひ
て走上に駕かくしまあ一た詔難免禽獸す
（孝高天皇ノ御登と其御子）

三井寺は氣徒被石捕事

十一園城寺乃ゑんげ以法親王とす。後白川院の

卿子也天王寺を嘗てしむれだすして捨斐遣使
つけて西僧をゆめれ院宣立園城寺。西僧不還。肖
朝宋忽企謀。又仍川徒僧從以下皆悉停止。請解却
見往并細德無。又東寺庄園及彼寺僧。參禪。諸國
寧使早の令。收云但於有限寺用者爲國司。次第
寺家處司仕其用。途莫令退博垣例佛寺無。且
圓惠法親王宣令停止。衆帶天王寺捨授職と
せしむれたり。上總僧房光權僧正。光智法突僧都
定慧法度實度。以承惟少僧都真圓豪禪。著良智

承麻度無權律師道承空增勝成行智衍某見仕
解却法印公經行晚度實法眼實勝道隆道後無實印
偏圓源缺觀忠法橋良俊忠祐良覺大儒空德大
權僧正公於小權之僧都往以上二十人准次二會律師之
圓全障融證義公疏上更令停殊僧總三人公請也而
化友之小處領を没官一て同伎廳役在水火の
責に及々原僧之房寢一乘院僧正至飛禪別
官景高朝臣之實度常陸法印之上總判官忠禪別
朝臣之行參中納言法印之特士判官章貞義之

能慶真觀法印之和泉判官仲賴義之曰毛僧都
毛毛源大夫判官李貞義之寢智美濃僧正之持
津利官盛達之勝度藏人法橋之祇園博士
矣利官基廣之公於寧相館之山羽判官
先長之覺讚僧正之齊藤判官友實之平判官
智明王院僧都之新志明基之不之實印右大臣
法眼之府生經廣之觀奉中納言法眼行晚
大藏法眼之紀府生之康義之

重衡三井寺を院掛之文

去五月小高倉の宮扶持へまことに依て三井寺を攻りよ
と沙汰ほれりと大東殿（おほひがしやん）は大はの南北乃浦（のみなみのうら）をひそて居矣了
れて多御くにり一結海（いつみ）にすも多將軍衛朝臣（あさひどん）を大
將軍にて一千金兵の軍倉を卒して三井寺へ発向
す裏徒（うらとつ）かせた戦（たたかひ）といひ事にはと尼言奈人
討れにうりありる大東（おほひがし）たゞすもて底なげ童僧
朝臣寺（あさひどんじ）に入そひ方に是を燒拂（やけふ）ふ南北七十三院
北内燒氣堂食塔廟神社佛閣本院鶴尾坊常
喜院真如院桂園院等是院玉堂並賢堂青龍院大
宝院今總所玉殿同洋殿木護法善神社粗教侍和
尚本坊（ほんぼう）同身影像（どうじんえいぞう）（ほんぼう）等鐘樓七丈二院大門（だいもん）大金別八間四
面大講堂三重宝塔一基阿弥陀堂同宝藏山玉宝殿
是一丈四面迴廊並瑞院之前大坊三院名別灌頂
堂各一丈但金堂半燒拂りけり其外の倍坊六百丈
大はの五家千丈而京家地を排早佛像二千余軀於
密兩宗章疏大師のつゝいづる唐本一切經本
卷急灰鑄（こぐれ）と以又燒死する氣の難人既下千人
ト生び一凡石密圓史（もくえんし）滅して伽藍文に跡の有

三密を擧るも奉了しと振詠のあはせに花を以てしむ
允の水たつて寫意才智の大徳も仰学ぶおこだり
文法文章は秀才より鶴鳴にやれたら學すとよは奉近江
大仏寺門を天智天皇にんまり以て筆山移事とある
本佛寺とかの山門の本寺が一ノ生真大彌勒等と呼
ひて侍高雲主年以て其後智謹大師よしやく
タヒリ御孫勅と號聞へ一都史景天と麻尼宝殿
御手記はもとと達小龍花下生の朝を侍りと聞つ
タニ義理の成る事と當時の惠命も既少つた果ぬ

にやとぞ二天智天武持後三代以降の山時移茅湯の
山を改めたりりりへに山寺と名付たり又ハ此處を傳
法獲頂の靈跡として井不ノ水とももとめた聖跡と
するすそ矢を山徒乱入にて灰塵とある水なるすテ後
け弘法天園城寺圓惠法親王天王寺別當とやめ
化多かの寧とよと後白河院皇子也院宣云園城寺惠
傳東達肖朝家企達及彼寺僧お私仰詔國寧史の令
以公但有限度用を爲國司沙汰の寺家志司任其用

遂而令退時恒例仙事等品圖憲法親王宣令停止
天主寺檢校職とせられたれたり

後徳大寺左大將四都を見給ふ事

附侍霄小侍徒之事

斯都とキナリとえ昌と舊都もよしのれゆく
めて少海より辻とに坂を付け、引て平を
とりといたくしかれとたすく車にのる人りとを電
たて、走ひれりといひて後がく田舎ふきをくわらひまつ
ひちしてあまうた人の家とあらわちつて代をうそ

とく京とぞ契安川のうら川少子てくにすろじかん
にひろをあらわしとゆすうち、やあらいた、そよ季のあらひか
果て虫の声はなまくひさあらですととくとて庭よ草
ゆぐりて寝しけん跡とよかくまふやくしら
いといふ事も——新都のとほどりを不半年に至れた
との馬小童衣冠布衣ありて尼寺のあわくひんれをた
リ都のとすいたまうちにむけすてたひなひたる物のす
あとのく秋りあくたりけん心のるふるの月をす
ゆゑ大將の役をほほへぬべし浦つゝよす玉山の

湘戸をあへ後り志高の月又シヘリ行司都乃ひとりの鬼
（アニ）廣澤行司人ナミ其中に後徳太守左大將實定古
都を立ム八月十四日ナリの夜入之の宿行司也
て今一度四都の月を身に着かんと申入實定たまを
詔書申すとあしかれを入てつづり心よしもよし言
くべからそく有げれと實定候むちをばけてせよれる
秀羽田の秋の夕れいがをすとやう風うらむじらば
乃嘉原そりは身としなぎら波打のうきひて被り青り
牛と大將をのれ大官をもすとせきのゆきの小使徒を
おもふすけの小使徒とやうとのものつねをやうる
倉院は位の時内職にて仕事する所すけたゞ候
まよりてんとあいと有れ時めぐるす
君代を二方の軍人教をして、すりやぶつ責めの者
と接り、名をその時のりんやうと侍従にとがれり
けらむやうと皇太后まで奉勅勢背ひのちあさる
花と小使徒とおこなわる乃母とヤクモ院の内小ト大
きのわひとてのうち脚かきよつとてぬをすくられ
て（ひとか）氣をかすから住居にておけらの時

大きのちひつあせりてちすれり哉のい
う事、のでやるせんは朝向せんとて
七夜はやくのまのせんの申の中よ鬼病悉除のし
スリたるをありひどく

南風としむれり世の中往くもあがく病
とよみますを下向こす。とじゆすの檢校彦
主そとてすけりふ也此子つたつとトタタ
父母たよ南風てにせきをひなら些子母うひす
かおほえんをもじりたまは九月廿四日吉南面

アリのたに著せられりてせの蘿あつちうり
を彦彦先をみて

、さの子をやけく程小成すとすら行ひるに
母坐をいたしてえでて

いすも立てもやまとうつとせりけり父母も少
すやうけりのうり先のい侍従すすみをぞい
ける大將さんがおひがりひてからとれま或史侍
ひじよくわらわらひの士の隠れにぬかりしめ
ひちしてよひのひのひを元氣にうる開化

侍従がくくうをありひつげま

宿宵乃又りく種の差打けと云ふ別の鳥をすのうと
とやたけり車を廻し車てお上様より宿宵の侍従
とぞれ大將はまゝ言セキし船門をにそ
れ、内々母の声してたまや此程もよりたす彦おね
まつりも二人作ぬにさよもうちふすけひひる
とマスケルをほどの人、福原、後藤、李重慶のほか
りのりとやされをきてお船門、演のさ、アトリ、西あわての
小舟より入をなすといひすて、今も、いへる大將西

おりてまつりきしり侍従の小門、まつり向ひまつせむ
をえみてを入りのる後ろ、久敷かくまれをもらひますを
くらすやてをたまつり大將たちひけりと此程お京都のす
けの五二一と稱りひまづれをうだまざれて、由を
あせられけむ侍従御ふりあはゆききのちふく
たとみお山をあた川、あかとつ一度のつてしのつて
ゆくとねやてあたれと大なり實じとくや
花正垂意の袖あらゆれとつねひりき、みてとおま
もつてくらせるのあらんとぞ、いれと月を竹に

もとを東のたひよひて向むかへてまくらにゆる
はて草すりてやうと筋ぬと修化けん侍候ま
て北のとやま用へ瓦れゆのゆられとおれを
と大将けりあくまくちとて南度をさり、
表一枝すれども秋風寒と下を三五所だ
は見色をゆくあうせりしらもちとされとすのせり
ハ大持月のえとりぬとおりよつせわをひきさて社原
氏のう活色にとくとくのまのほ娘秋の名沙をおみ
つゝ難題をあつて夜のすのよふ心をかくほのゆいりふ
詩をえい／＼ひける

八月十五夜のまの月を詠ひかをたへつや又それもち
してすみたむけらの夜乃月のありのけりはま
かくのとぞれけれ折ぢりふあら初石の声かのあと
化粧の床の跡あきひーの声くゞやかつて時くふ
思ひよのとくーりのれうりうけゆくに大ねま
うをとくすくひよつて樂ニ三軒けりうれ
詩をえい／＼ひける

霜草欲枯寒意風枝未定鳥栖難立た都の流れ
行けるを大にすすにつうてやうとおもむるお見聞

をあたれぬよもやとづれとく月の光を環みて秋
風に身にと入とかすりこえしれける
大宮をけのまゝせて侍従以下の女房うち袖をそ
うべりかづりてよくのかよあれとおもてくは連夜けん
すうんとおしめられぬれりはる鳥もうすりあ
ゆきと吹れと大将ひよたて帰れりて草の女房
いちよ名跡をかしみますをきふみおもてまつせをかみ
た小手をひりのそすて侍従心中あやとあらひ
幸れてわざれと大將ひよく坐りたり袋を

うしゆへじれとすをとてふきえすすまほ候
ひある藏人をえとて侍従の門をとけてけりとて出た
リはうきとよすとよてゆはうとよかとておなはせ
やむての事をりいじうげてうれと修められと
藏人業て侍従あたふアリナ氣に鳥がす是と
大將ひよくせよのゆうとくしや
すれども君のひけん^新のあはげてのうよ
とやくれと侍従りかくくはすとやけり
すよと社又のうのうのうめの魚別のうのうを

藏人宿の原の邊にてかひつれをさせたり大將藏人侍
はひひゆる姫ノ内四ノ月トリルモシイシと尋ねり
藏人志ウトトガヤタカワリかく神妙とて持はの
國より一たの産を乞ひ候る様れども其藏人
之のうへ藏人ものすれ又やは藏人より化

清盛入道西夢前表之事

暮り十九秋よりなりて用日已行け候ませ
よき事あまに世福少ひを本たたらあちして
つひよ心あむれども有島主家の人ニ二位友

をけりめすりてまた夢みる所あらひの有
有げれを神社仏寺に行ひも壱り也若北山は今福
京はましく多あしたの嘗あめりかく甚有名或後
七夢入道西夢見す早とあらば一て名ふす
なしてやしけよす(ナルシテ)、至て東西行ひて
寺け神を立す有島後にキ十九年千萬落を三千
と云數をもんづにみちてせひ是れから集居て上
あるかうつと下つてゐるをもくと上小町てせひ
あけりてせひ後清前ありて共にしきり面をあくで今

をばとからずてぞひるゆくとよの面に目つてふむける
入念す肩あとこれらをひそむたとく人七八手をす
れよすよすくたもせずとよすくとよすてぞひるゆくりて
百に音を立てうと笑ひる方底雪あらんとく漏失て
ほきぬくちかくせやうせの、うち入夢わすめでしなきで
やうてせすくも又有となまくすりひるゆく間の轍に
おがみのせしりてはりて是の同一首をう又入合と見く
うべて是のせしりてうせはりから事よりをみる
を後もつねに物をばんじれんを出来にけるせぬち

京極源中納言頼朝公内生青原翁の死は無多也
いつときの轍をとひるよとす大裏の内神祇官の
とおほくに轍を衣冠正しく寺より上轍を並居もひて
徳定有りて身亡じよりる上轍のしげを事より
此行と清盛入京御の轍をと西川にて伊豫、
の流人おの無虜佐頼朝よりとては仰有事るうむの方
に居せりいたりも上轍是を文取て作有けりむ此
釦をと先へかへてお詫び給く頼朝一の後我を
治て涼にていものにあひたりと作れども内へく

居らせ給たりけろ上禱中座坐りせす／＼て冠を地
伏て候まし候るよ此程清盛入寺は御子の氣の釦をレ
仰の罪科にのまし／＼お今朝く候モ／＼而傍りと候け
れまん／＼にまし／＼けろ上禱大がみをな／＼かの清
盛入院とヤ、朝位を、もつ勢の／＼仏法玉法の教をす
仰うて、今宵より給て此座清盛入院
方々さうした人のき／＼と聲がわ／＼ひきと事あるをや
いと始めましもはるかの末座にあ／＼せら人せきぬにせん
幸を常／＼たゞらうひとと前まづらうなり被入

を出／＼すれと候けれと一人ナ／＼ようて左右比年をみて
引立はるゝ門外か／＼出／＼す／＼志ほ／＼て告らせ給
く書侍是を兼りつゝと云らせか／＼もる人等の
ひてうち事ちの目出たの上らうを立ちつくすま
うせりたあ／＼身の義是は、いわく上らうを身ま
は／＼身とやくれきかの身として、そくおれりやあや
是古昔日本中の神を集つて源平せ候定河院上
よま／＼す上禱の清盛入院に候氣のみを免ぐ／＼
賴朝にまんと候られつゝ上禱お候源氏の民神西ハ

情の本地應神天皇すてまくすをとむの改ふす
すれ三鷹の賴朝一役の後も我よりて孫子の者
たるへた由佐られつゝ上らるゝ事無原氏の先祖譽
大明神すてまくす氣中度ぶ出ちせてかの歎を清盛
は今もあもしらむとゆすせりつゝ上らるゝ事家家の氏神
づくしま大明神是とすりもの者とのされせれ井井に
やくをすりてまじらせだりす事を今々の馬鹿下馬神の
哉の一告詔訪せ大明神すてまくす事無原氏有名事
をれしよまれてまほと青侍も言ひておせり

けの余りに立脚をせみちくとせむる青侍でしもれ
て後主の雅頼は此事を行ひてまじにやくは雅頼
ゆめく此事被處すとまん入る此事を聞りしてと
ゆく、あるめをのせんすらとぞをきくものれな京
中に立事聞へて人の立三人寄合處にた、此事は序をや
分け立入り此事聞りて越中守節彦が盛次を立ての
あいも源中納言雅頼はとよみづらうんりの、入立ゆく
事をくほくゆ先よみづらうんりを承く是を捨てにく
羨りく一とやく捕まれて立く爲前へとおひ

「是盛況にて雅頬のりとて居ゆる雅頬、此事をれ
キアシ青侍を立ててあひくるとあへりうちを志めー
つる甲斐かく此事 报表して汝をめし人等をと
うもろのを、みんちくされり故ありまつた爰す
うくは方よりせよと皆此のまほり是を兼よ
一なだめり(に都之外)越中人節齋雅頬
比許(延高)入事はりひつ事を有せず、乍れハ雅頬
皆此に由りて業者うるすも皆後世をより
じつてゆきしめん行事をよきと宣ひけりハ御部
改て入事はりと皆やうら入所候りをいゆすとてはり
等かかる者にてり入事はり事をやうんおもと見在し
との事をててにあわとのあひうち雅頬、うねにとす
をき言ひしれと様り世のお報表してよ入所の許(其
參さんばる入事)中納言と入事を生ひて
對面してはあひけやう列の御事とくす化にひくら青
侍夢とくとくくそりうう仕でひうる間くをくくみらん
に免にちぢゆて(是とば入事はく候入りがたみ
仰かくとくくぬる)と仰られけれど中納言候急に富貴
へを歸られけ青侍の都を出丹波國を入ゆるはうす

りあく尋うやう事を聞てきたるは御方あるにせう
寧相手すよりも筆を廻萬人ばうれと聞て、友よ
うれの德政を聞て、とどに悦び多き是を聞て、さてら
入戸の世を今がよまんからいつづけ神と、華ち
龍王の才三比、姫宮胎藏鬼比、金跡女郎とぞ、半
に俗躰に現くるいけるべくたれよ越前國企比の
寧と、やしら金剛鬼比、金跡とつぐしまに客人の官と
ゆききの才や是ときわのみに、お此の出来とやばつ
ト、又是と胎金両部にすれりゆくにてす。

俗躰に現くるいきとありととかんせしける妻れ
大明神頼朝の後すと我に給ひて孫子て名者にいたる
んと仰られ、多喜兵衛と申され、其後藤原氏の代より
元すさの有見えさんとおぼらし候也と、頼朝世
を取て日本將軍とぞれり、一天四海を掌ひて、元り
て代をひきむき、那家實、頼朝の跡をつた三代を鑿
て後、義時代を取て有る。天子の葬化とありの那家
に、おゆをやて車内納言が、うへて將軍とて、関東に
アーティー時に、おお青侍、アーティー夢と誠とタリと

萬人丸ノヤリ

石橋山早キ注進比事

治承四年九月二日大場三郎景親東國早馬にて
刑部大政入道處にナリアシ伊豆國流人ナリ右
多賀佐頼朝一院の院宣高倉比宮令旨行ヒテ
伊豆國住人北条時政を先ヒテ、以ちまことに孫
又を企去八月十七日の夜同國の住人和泉判官兼蘆屋
牧比館にかづセテかねたつをお館に火を子テ燒松
ひ以四日北条四郎時政、一類を卒ノ相模北士肥ニシテ

越て土肥土屋岡清のふと互カ一テ三百余端ヒ無キ
ひた以侍、石橋とノシ奉にたて筋毛を同國住人太危
三郎景親武藏お模にま家に思ひます者左をま
後れて三千束端ヒトコサニ。石橋ヒテ責ひくハ兵
衛佐無端もんによテレハニオモヒテ別山ヒテ云
氣に引けり。四日はお撰國由井ハ小坪ヒテ氣はて鳥
山荘司重雄ヲ子庄司次郎重忠ヒテナヒテ兵衛佐の
方人三浦大助義明ヲ三面と合戦ヒテ吊山
庄司ナケチラ化テ武藏國へ引退ヒテ同サヒロヒテ武藏

此國の住人江戸太郎重長河越少太郎重永を大將と
して黨若手に名を冠す村山丹黨松山孫黨観
玉堂即午經喜黨出をけりて二年後毛利輝
國へ附て三浦をせし三浦の者より衣笠城主をして
万一夜嘗ひて矢たて村つくして舟に乗安房國へて
てよめとせやたりりち家永れんと此事をせて船を合
名畠山庄司重徳同舎オ小山田秀當有重兄弟二人
安家奉公していはるつ此を庫て仰すれり伴
と流入無廣佐方人として朝敵がんとかく者誰か

りて見ましくくの時政ナサセナ半十と少し石ろを引
せりひらんとせりたる古家もあらんと無何らずと
用ひる物よやてのれとく計り小向をやうどひら
名畠山庄司節重忠三浦の人、と合戦しけりハ
父庄司重徳仰父小山田利常有重小重家だつてセ京
八前をさうとほん為と兵刃一大政入乃モリハ召
せり義朝と信頼にさうれて朝敵と咸て追討せられ
うれせふる一人をせしむるを一毛朝を大内言稱盛。
ふとゆく一毛元罪をしれと流罪なに命をすり

化に忍辱をすれゝ忽に國家を乱す我子孫かぬ
て秀をひに矢をもたらん事仙神り、して御ゆく所
に天の夷代今、寧シんす頼朝と仰ゆる
けりのとさんとくをもすとせたまし我の孫
に向き頼朝セ代迄、して秀を引領たとすへ
もしも時じかく内に算けよ入をひきすがのい
れをばす但恩をうれて徳を蒙るす野心を
あらそす。首りあはく有記

日本盤余産御宇四年つちとひづて雲紀伊國

名草郡高尾村に蜘蛛有リ身みぢく、足からく
力人に遇たり皇化に至りハ内侍官軍萬の所を
伏ミテ未おひありすがれ以来野心をあくもさん
て朝家を残すたゞとの事一則大山皇子大原丸
大伴真鳥守屋大臣蘿我入麻山田^田大臣豊成左大臣長
屋大寧少貳廣純忠美押勝井上皇后水^水井早良太子
伊與親王藤仲成橋逸勢文屋宮田武藏權守平将川
任豫守藤原純友安部頼良子息厨川節夫負任同
才鳥海三郎宗任對馬守源義親恩左府西齋川経^川

至々追憶テサ余人ト皆一人ト一處を懷とめた
事より又かく獄門にかけられたるを山野にま
ハ南垂北枕東夷西戎新羅高麗而濟國にいせらじ我
朝を尊び重んじ此世に於て王威り世下にうちけれ上
古に至宣帝とてけれども草本にちすり花咲天
をかげる鳥山に毒をけりよのさきのひきをじのすば
延喜の時比の汀にち居たりけりを内門内院し藏令を
免しての邊取て衆れと云ひけれと藏人と云ふとて左
史記傳引つて云はんとしけりを宣義を
ひんりなり也

漢太子丹北車

我朝にりかずす唐國に之んの太子丹としよの秦始皇帝と
軍卒三千、太子丹軍に負て始皇帝に取られそも月をやう
既に六七个すくめ置けたり太子丹我身のすくめれたり
る事とせうども其父母を忍んでとひひとに蒸

丹生よりりしめ（本國へ歸てゑした父八十小たる
母を今一度子のそとを過ぎ禁樹墳めりしや
トヤけ化ヒ始皇御世にて鳥せかく而く成馬也
角比あひたうん時本國（ウ）オヘヨリシル丹
生化す也故モ我意（ウ）トモシ入母セキナシテ
玄（ウ）ヒタツハ死カヘナリトモトありシ事ニ今又うお（ウ）
キセキシカクシテ多喜（ウ）すの天（ウ）アラテち御明（ウ）
盈リし後（ウ）アセシを声見（ウ）とかくの口に爲（ウ）
来リテ丹生礼を多く今中（ウ）ちれりんす京兆山爲

のうらやましくりつけれ我うちもあた時や事ふらんとあひ
けま是にりゆきれす馬の角比あしたう時アトシ
とてゆくより先今、四比のて乃むりつるをとお
すへりとえんす妙をレタの山津土に訪て不孝
此界をやうの孔子孝子生大唐衣冠且は尊られて孝
子一章を上梵教四王よりやさんち地祇にうな草を
孝養の若をうかんせんじゆきよのきよて疾苦すゆひ
天原地の仙神にはす明とぞ見ておりあ
ならりけりとする角かじにち馬危上に生来る煌

見をみ給ひておんじておん丹を天子に加護され
にて有りやと馬角乃要すにあと致ひて
英丹を本國へつゝもん様本ほと本國
内に大河に橋河かの橋をましけてゆるかして
タス丹見を志ん太の橋とて御座り候
河の毛づりの花をねじせの如くして向いた地
着て上りたりみれを千萬化龜山を下すてを法
したリ見又うたのす也本國一神ハ先々父母親老え
才來集り候ひつへり英丹始皇に取あずれて

うなうかほう事をうりそ、よしめに
多を志く事有りけられたりし母にさりげなく毎
候てさうにすこちがいりてかゝつて鳥をの
れさんと思ひれども珍奇をうかそとし知り
き、いきせんをせめて事うる黒鳥をのめてくれ
をたててひにあた白れ鳥、事にりけしうる見りての
事も有りえん丹とせず先をうけりとくに事に
すひ、うみて始皇帝をうほさんとひよそたる
鷦鷯と云ふ下有りやとあらむ太子をゆきわきと
鷦鷯と云ふ下有りやとあらむ太子をゆきわきと

ヒサツんに有らへ志へしたゞる天神地祇へナリテ
也哉れと申のうかとせ鑑定を行ひといけりと
たがえーとせんじをじなりを反覆して始皇帝を小
説や十代律をめぐらす秀ん丹逃されたり佐々木の
國を始皇帝にまつて國の奉文焉んせきづれもして
つもす又葱炭化形を令にて待てさしつの宮に入彼家
中に仙秋の匂と一天半持る匂をぢいてきはよりせて
志んは國のゆる又河内僧欲とし者二人がくね軍にて既奉
也國に向ひけり又先生とし者をからずせんすがれすで

多古乍らんと云馬を一肺に千里を走ましむとし老をと
後もあれと奴馬にりおとれりあめらんかとくとせむが
つまたおとく無をからひてすみせんとやてと家事母子を
穴りく此事披露すとぞわざら國の篇丘披露すかと
られ作んすとぞあらんにあたらちもいとて、有て犯す
命をうへてばりく一事を披露す時をせんすと其披露
一ことを取れかて死をうり皇帝にとうきゆす有事中
にりもん免じる者有り鷲朝え免むとかくすらん

見たるにあんは國の者も皇帝よりに親をうち兄弟
子が不快なれて我身一人みて此國に近づけりたり皇帝
帝宣ふと海に下されそもんもんたりかくをまらぬれ
者に五箇所を令とひへんを候有る御物をもんを
にやけきゆうとも五箇所に敷にらうとせばうと我
うぞ始皇帝にまでその令をうけんとこもんをまじす
をうけおとせのやうりて我父を討殺殺え方みが始皇帝
にやけほまれて益後ばかりひむす通りてにへくし
或こそ汝よほんに始皇帝に命をうけんとする

ふうりうおうへといじて是をすがらもんに此外あん
此國に、すとそ者有十三を取の敵を討す此
國に近づくにあくろみえんを七八尺に用ひ入へきり
三子のよろこびへり誠ちるえんをわくをすに
りせてあんの國へおもむく始皇帝の内裡、室、其
高く代りけらる東西、九の南北、テ咸陽宮の高
辛ニ丈につづけられ、丈は幅許をたて大床の下小
丈はけりかをなぐたて、脚に心地、及をもん
多たがつ件よつめにて、すにさせりあんの國の

内一の國へ奉安矣。さて誓をせり。うけがお
此中は仙祕の役とて、尺守の役をかくせり。是す。太
散をもつて、夕子。小菴國へ向ふ。入て王宮へ。誓け
化を多ん。太子丹姫。ゆきれに。かよ。色も。いたる。國方
氏朝歎えん。うきうきて。而て。當國へ。帝る。されど。坐
けれ。内侍を。ちて。是を。み。菴の國の官。名。日裏。比
四方の陣を。因たり。け。ひ。二入。と。下。え。す。又
内房殿へ。參りて。國の。た。さ。ば。と。ろ。ほ。り。て。直風。を。み
化。眼。り。つ。れ。以。一。安西城郭。に。と。つ。い。ち。を。川。た

秋は。田の面。代。不。春。越。海。に。ゆ。と。起。行。去。京。の。す。
り。而。れ。り。て。こ。ち。り。そ。乃。門。を。穴。を。義。明。た。り。け。ち。か。る
九。重。の。も。う。に。始。皇。を。住。り。ア。是。め。い。と。の。使。を。よ。か。
く。も。う。す。と。も。う。な。た。か。ア。洋。よ。つ。れ。た。て。持。に。る。
唯。今。惡。事。を。致。せ。ん。す。左。や。右。れ。ん。左。右。て。ひ。ち
ア。あ。く。と。か。う。ひ。て。玉。た。け。け。を。乃。イ。リ。ワ。つ。ふ。を。上
並。君。た。ち。無。共。を。く。一。か。ひ。て。ヤ。モ。た。の。ア。リ。大。將。軍
と。お。り。は。一。れ。者。見。を。み。て。あ。も。ら。く。か。ほ。て。あ。ん。を
わ。乃。所。上。け。ハ。さ。ま。れ。あ。ん。す。し。お。と。被。ひ。て。や。昌。

と観其積砾不窺玉淵者未知驪龍之氣燭觀其
弊色不觀上邦者未知英雄之氣宿といひれど矣
其靜りにすばらしきうちれをつんでよつてゆき者小
十の程のり玉をうるそあんたうりあんたの龍
乃ワタラずか済を走すゆすゆすと葉乃庵了
住みしにち鶴乃すを國の都をみち鶴を禮義正
しげ事をりきめやせせらん君たうかくを皇帝小
下南殿をくわほりやとえん君たうかくを皇帝小
まことくわる御に官使禮言て竟すにうづく

下されけれとけりやうじから有る凡朝歎いかうへ
こじよ彼國に下也直に進報仕しん事ゆてあ
れふに尼トヤル也誠に日本應たり赤くさゆき朝
敵也十束持代いはれりと始皇みつら取りて犯
義式も王解けりよを川たれりとんをたう死て禽
ヒ耻年くうひとたをかりたしてすもにふきてり
けふえんをたうかくをせむ始皇是をうんくよ
處にえんの國を行つて秀英入る策とけられけ
化々秋はあ冬は冰のとくろり釦れ見るを賣てアリ

始皇大いわかとありたりを近りよけいりト衣火袂アヒル小東アヒル
キテ彼仙祝アヒル也アヒル夙アヒルを取て始皇アヒル也アヒル且アヒルく
まよアヒルもアヒルハ多んアヒル也アヒル太子丹アヒルをアヒルうきアヒルすの置れ
けりつアヒル口アヒルをアヒルよかくアヒルせんアヒルのてアヒルとアヒルひアヒル既アヒルよアヒル夙アヒルを
うちんアヒルとアヒルしアヒル也アヒル始皇アヒル淚アヒルをアヒルうりアヒルてアヒルそりアヒル天アヒル
七アヒル君アヒルが舞アヒル也アヒル車アヒルもアヒルてアヒル武王アヒルを奪アヒルひ今アヒルり
朕アヒルよアヒルらアヒル歎帝アヒル也アヒル也アヒル運命アヒルのモリ有アヒル也アヒル今アヒル乃
うアヒル身アヒルにアヒル有アヒル也アヒル但アヒル臨アヒル孫アヒル也アヒルも念アヒルにアヒル有アヒル也アヒル死アヒル也アヒルみ
拂アヒル九アヒル重アヒルのキアヒル千人アヒル也アヒル麾アヒルを置アヒルた其中アヒル宋アヒル始皇アヒル廢アヒル

を、かくひたりて、皆此曲を今一度聞かせよ。ひれり
けいあがひけ、おと我をんとおのじよ下也始皇は宣旨を直下
かくふ事有り」とておのゆりぬつゝと、の事有(凡
とおゆしておはづくゆつたけれど始皇恢りひて南
殿に七尺の屏風を立て、庶府督習のて琴を引く。ゆゑ
ば袖曲を今とうだりと角ひいて、すより名ふ「角丸」
其事、既に既に、さておもりうとよセ尺の屏風をあらへ越つ
て、いらむくの袂めじゅきれしりえこと、曲をたひくじだりけ
るけれど、二人の臣下、家臣のたすとおとけんが、

曲を聞一言に始皇帝用知りて女人の身をれども
に思ひてたけんと有らる我武王の大武王
とて故にうめられたる事をいと難盤れん
たちまちにあひて七八の屏風をいびきよつはと鐵
タヒル時は、琴も素んとすうて袖にたり御
弓ううちもと弓をとひのふかけつけりけんと玉
神にとむかてかの赤羽の柱をかづしゆしゆくに前
附且とし夏の医師の侍醫と云ひて折衷の前
けり取らず茶の袋を玉腕ちくかけりと嘆事

痴一轍りあるをも詫を医師袋衣要にとむ化時小
とつて以一かげりと皇帝三なり我宝被を抜
てきつゝ國光先をもんとすをハツせんにけりにう
やうそゑの國に人軍無とけり幸してゑん丹とほ
詔ほりてけり時白虹を貫てとすと天
安けり日をと御りたゞき皇帝はけちゆうり
てりてゐてかうとすりけり其天安が莫小
むすとすりけりとせうは母をすれどもとて名
人丹をかくやうひぬ因みそのと付れりけり

此恩を忘れて頼朝にて重宗を撃せきしりん
を所ノ川廻きとど入らばりしけり

文寛伴豆國へ流す事

齋佐々永曆元年三月九日流す以せられて後サ一
セ春秋を送りリテシモ何日経て喪あり凡川
に今えひよしてからせほんをぐもたつらんと人
の死ノ子をうけり後日に上げて高を以て文寛す先だり
けるを兼リレハ之の文寛を左俗の時ニ遠藤三郎盛を
とむじける上西門院也家ノ後に即者氣にまづり

けし遠藤東若とも、一十八年正月正月と
子をやつ、文寛房とて無所に就りてあらびり
高野杉川山ノ寺ノまゝりゆけり、都へ歸てたり
をきに住すふて、ちあて神宮寺をちーだす加にて
作らんとよ頼をあへ、ぬ十方且那をあめのる尼
は程小院の御所法住寺を、すりりてゆすか有毛た
うをやうらをおへずおれ程を、奉者御前、
參らすや入人うろづくれば御前れこれぞきよとありて
人の入ぬにちよとんで大悲大悲、君にて渡らセり

に仰そ用ひ一入乳也人のよてたすとお
祝礼をすしけまへ天悦不缺者も行き者も有祝
禮の氣也の方もあくみ入て以のかの大音声をも
あらてそちんあん怅をよじむ也云

勸進僧文覺敬白

請_下蒙殊貴賤道俗助成高雄山靈地
建_上三一院令_上勤修二世安樂大利子經狀
夫以真如廣大陸絕生佛之微名法性隨忘之雲
厚覆自從_上三因緣之峯以降本有心蓮之月光而

未顯三德四曼又之大靈悲哉佛自早沒生死流之衢
冥_レ唯耽色耽酒誰謝枉性跳旅之迷徒謗人譖法
豈免_レ羅獄卒之責矣爰文覺偶拂俗塵至_レ釋法
衣惡業猶晝還而造干日衣善苗又耳_レ逢于瘞_レ
朝暮痛哉再歸三途之史境永迴_レ四生_レ苦輪處_レ
以牟尼之憲法千萬軸_レ明佛種之因隨緣至誠之法
一而無不至菩堤之彼岸故文覺無常之勸門_レ諸
族催上下親類之結緣上_レ昌蓮心_レ妙覺王之靈場
也抑高雄者山堆而頭鷲峯山之梢_レ谷靜而敷高

山洞之苦，嚴泉咽，布嶺棖叫，遊技人星遠而無
累塵，咫尺好而有信心，圮形勝尤可崇弘法。
天奉加微，誰不助成？于風軍裹沙為佛塔
之功德，忽感佛因。何況於一紙半錢之宝
貶乎？願建立成就，而禁闥鳳壘御願曰
瑞，乃至都鄙遠近，親疎呈民歌，競舞無
爲之化。刑椿葉再會之咲，況聖靈幽儀
前後大小速遊，一佛菩提之基，必覩三藏
德之月，仍勸進修行之趣，蓋以如斯。

治義三年三月日

文覺敬白

上此後，行多四條大政大臣按察大讐言，濟賢右馬頭
資時源，ヶ將雅賢，四位侍從盛美，不確。而てすけ賢
久柳子を取て，風俗おもてなしをとつたて大政比才ひこ
かだらう。——らきよひちりいすけつかり寅今やうをう
いなとくとて，日出たくあり。——海市櫻院魚に入らせま
しくば多々大吉，御子えきのりんこもあと御キ魚やめ
てれ。法皇、たちすらに由連鑄、くすりすくと告げりて
いよく多しきれを安養右馬隻忠宗、たうちあくは

武者衆にひきつた大刀をぬけてけりそひて太刀比
ひひにとおだよ左の肩を首くわけてせりけゑがひ
五世孫はそらを太刀を擱ていただる志宗とい
うをつねにうれえはがたすいたきたりけとぞ乃ちあ
のくまがくわく坐車て東行ひよ御所の足橋へ
て門へひだりて平判庭へ入る事けりハ鷦鷯子テ
あとされて社すゝくを有る志宗は威儀に向つたり
て右馬允は成なりええむしのをアリけれども
角らきりげりの獄に入りたり多ふつゝ非常の大赦

有るよ文宣ゆりてけりされとよまひあくはすゆめり
むとゆくとせたまひんをあらてまくしたまとせんみ
いひれと遠くあつせとて住むし國つゝしきりうの國
を住むち仲緒國司うけひまんをほあんにけん
ひこつうよせくかをつぐだりをゆきされれはす別友
資めぬくらくをひをつんともりわせにりををくん
進帳を取直して鳥帽子をおがくやそせなをつ
たてぬけにほれまうもとてけり北面うひのひの者たれ
りくともをうけを懷かせすすからつ刀せ柄に馬の尾を
巻くる水うみすもるをぬり出へほり向ひたけ

れと少画の者在大床の上、近て行ひぬから向て院中
毎即にひに殿丈人御おもて座を三さへたりて丈七八尺、
すがる法師もすれしる大力をやうる、腰力を以れて
不意のうたづけれど四よの俄事もそばにりかと
いふかき事をやとて上下みれゆきにのり官肩判友云翁
をくとてや、上人の召房衣せられよとよかめこゑり、凡は
て人の来りと十札と神宮寺小庄二所せんむん
外ハ知り者すいれと仲徳院宣を兼りて渡邊掌事
つす無をす小具せせりて平へりけんに御前五位
國の家人に近藤七郎すとそよの上りたる景文元を
異せぬゆて南海乃より伊勢海をせり、多文元船小
舟の口を天と作て折えをかゝけりと我れ成れす
而てかくも湯のみを杏仁とあくへ焉んまで命を全す
てれ成れむしれと今ひと七年中に令下るも
といじす三室神明、少知れたれりとちうひて飲
食をたち人をぬけしれども入すサてひとり小伊
豆國一筋にりけりおのろふ湯のみをす參あつて立
おひらいた及くはれしれと一歳おとめすかこひひら
いて坐をひらた、されよのゆきにゆきすへり
れしまり也

平家物語卷十九終

